

石川町水道事業所

令和 7 年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 検査項目及び検査頻度
- 6 放射性物質検査
- 7 水質検査方法
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

石川町水道事業所では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定しました。

これに基づき、水道法に定められた水質基準項目はもとより、義務付けのない項目を含めた水質検査を行い、より安全な水道水の供給に努めます。

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場の原水（浄水場入口）、配水（浄水場の出口）及び河川（千五沢ダム流入河川）とします。

上水道沢田地区は、水道水の安全性の確保を最優先とし、水道法で検査が義務付けられている「1日1回行う検査項目」と「水質基準項目」そして地下水を取水し浄水していることから、日常的な品質管理に配慮します。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び石川町水道事業所が独自に行う項目とします。

(3) 検査頻度は、水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

項 目	内 容	
事業体の名称	石川町水道事業	
給 水 人 口	令和6年度末	10,606人
給 水 世 帯 数	令和6年度末	4,398戸
一日最大給水量	令和6年度実績	5,995m ³
一日平均給水量	令和6年度実績	5,077m ³

(2) 浄水場施設概要

項 目	内 容
浄 水 場 名	母畑浄水場
通 水 年 月	昭和46年4月
水 源	阿武隈川水系北須川（千五沢ダム）
水 利 権	7,171m ³ /日
浄 水 能 力	7,000m ³ /日
浄 水 処 理 方 式	高速凝集沈澱（スラリー循環型） 急速ろ過（マンガン接触） 粒状活性炭処理 塩素消毒
使 用 薬 品	
凝 集 剤	ポリ塩化アルミニウム
消 毒 剤	次亜塩素酸ナトリウム

項 目	内 容
浄 水 場 名	赤羽浄水場
通 水 年 月	平成 1 3 年 8 月
水 源	地下水
水 利 権	
浄 水 能 力	6 6 0 m ³ /日
浄 水 処 理 方 式	
使 用 薬 品	ポリ塩化アルミニウム
凝 集 剤	希硫酸
消 毒 剤	次亜塩素酸ソーダ

3 水道の原水及び水道水の状況

水源の上流域の約 7 0 %は山林ですが、生活系の排水や家畜系の排水等により、千五沢ダムには藻類が発生し、異臭味の原因となっています。

活性炭処理設備の導入や適切な浄水処理により、水質基準を十分満足した水道水を供給しています。

沢田地区について、上水道沢田地区は、平成 13 年 8 月 1 日に給水開始を行い、原水の水質変化に対応した水質検査を実施しております。令和 4 年度の水質検査実施状況は次のとおりです。

原水： 水質基準 39 項目及び細菌類・農薬類の検査を夏季に 1 回実施しました。

浄水： 毎月 1 回水質基準 10 項目の検査を実施、夏季に水質基準全部の項目について検査の実施、また年 3 回 アルミニウム・総トリハロメタン等を含む水質基準項目について水質検査を実施しました。

①原水の汚染要因は、取水地点周辺には、工場や汚染物質等を搬出する施設はなく、田畑が多く存在しています。また、原水は深井戸であるため、農薬（肥料）等の影響も少なくないと考えられます。

②水質管理上の優先項目は鉄・マンガン・フッ素・ヒ素です。

③薬品、資機材の使用状況は除鉄・除マンガンのために使用している P A C、滅菌処理剤としての次亜塩素、p h 調整としての希硫酸

④過去の水質検査結果の状況は、過去の結果より、鉄・マンガン類が検出されているが、薬品沈殿及び濾過機により除去しています。

⑤浄水過程における汚染要因は、P A C 使用によるアルミニウム、次亜塩素使用による消毒副生成物です。

⑥水質管理上の優先項目は、アルミニウム・消毒副生成物です。

4 検査地点

水質検査の基本方針について、水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障する為に不可欠であり水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化や透明性を確保する為に水質検査項目等を定めたものです。

(1) 給水栓

配水系統別に4ヶ所で検査を行います。また、1日1回行う検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果）は、3ヶ所で検査を行います。

さらに、消毒用の残留塩素を適正な値に確保するため、自動水質計器を設置している2ヶ所で連続測定を行います。

上水道沢田地区では、水源となる原水の特徴をふまえ水質管理の項目を留意し安全でおいしい水を供給することを目的として水質検査計画を策定しました。

- ①検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場の入り口（原水）とします。
- ②検査項目は、水道法で検査が義務付けされている水質検査基準項目は、過去の検査結果及び水源の汚染の状況等を考慮し検査頻度の減または省略可能項目についての検討を行い効果的な水質検査を行います。ただし、水道水の安全性を保障するため1年に1回は全項目検査を行います。
- ③原水の検査として、消毒副生成物を除いた39項目を年1回行います。
- ④原水の検査として、石川町で使用されている一般的な農薬の検査を行います。
- ⑤原水の原虫汚染の指標となる大腸菌数・嫌気性芽胞菌の検査を行います。

(2) 浄水場の原水及び配水

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、原水（浄水場入口）及び配水（浄水場出口）を検査します。

(3) 河川水

母畑浄水場は、千五沢ダムに流入する河川の水質状況を把握するため、北須川、平田川、東川で検査を行います。

5 検査項目及び検査頻度（別紙１～３参照）

（１）検査項目

① 水質基準項目

法令に基づく水質検査表（１）の給水栓において、水質基準項目（５１項目）の検査を行います。なお、水質基準表（２）の１日１回行う検査の項目についても検査を行います。

③ 独自に行う水質検査項目

ア 独自に行う水質検査表（３）の沈澱処理水、ろ過水、浄水（浄水場出口）、原水（浄水場入口）における基準項目は、浄水処理における適正な水質管理の面から行います。

イ 独自に行う水質検査表（４）の水質管理目標設定項目は、２５項目について水道水質管理上留意すべきものとして検査を行います。

ウ 独自に行う水質検査表（５）の石川町が独自に行う項目（１５項目）は原水水質に起因するもので原水の監視及び浄水処理の適正等のために検査します。

（２）検査頻度

① 水質基準項目

ア 法令に基づく水質検査表（１）の項目番号１、２、２１、２３、２５、２７、２９、３０、３４、３７、３８、４２、４３、４６～５１の項目については毎月１回行います。

イ 法令に基づく水質検査表（１）のうち、過去の検査結果値が基準値の１/１０以下で、３年に１回に省略できる項目については、安全確認等のため年１回以上行います。また、新規項目、省略不可能項目については年４回行います。

ウ 法令に基づく水質検査表（２）の項目については、１日１回行います。

* 沢田地区では、１日１回、「沢井字十三塚地内」の給水栓において色・濁り・残留塩素の検査を行います。浄水場において 濁度・ｐＨ値 「上沢井」及び「外楨」において残留塩素を各自動監視施設で常時測定監視します。

１ヶ月に１回、「沢井字十三塚地内」の給水栓において省略不可となる項目について水質検査を行います。また、浄水処理が効果的に行われているか調査するために、省略不可項目にアルミニウムを加えた検査を行います。

② 独自に行う水質検査項目

ア 独自に行う水質検査表（３）の沈澱処理水、ろ過水の鉄及びマンガンについては毎月１回、浄水（浄水場出口）における４７～５１の項目は１日１回以上行います。原水（浄水場入口）については、１、２、３４、３７、３８、４２、４３、４６の項目については毎月１回、４７、４９～５１の項目毎日１回以上、その他の項目は年１回行います。

- イ 独自に行う水質検査表（４）の項目については、年２回行います。（ただし、１６と２２の項目は毎月１回）
- ウ 独自に行う水質検査表（５）の項目については、原水水質及び浄水処理の適正のために必要な頻度で行います。また、水道水の感染症対策のため、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査と指標菌である大腸菌及び嫌気性芽包菌検査を行います。

クリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）等対策指針項目

厚生労働省健康局水道課局長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日建水発第 0330005 号）の規定に基づき、耐塩素性微生物等による汚染のおそれの判断をし、水道水原の検査を行うこと。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断基準

レベル 1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設	 汚染の可能性が低い 汚染の可能性が高い
レベル 2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設	
レベル 3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがある施設	
レベル 4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがある施設	

3ヶ月に1回、「沢井字十三塚地内」の給水栓において水質検査を行ないます。省略不可能項目にアルミニウム、鉛、六価クロムを加えた検査を行います。また、水道水の安全性を確認するため、年1回は全項目の検査を行います。

沢田地区原水の検査

最も水質が悪化する時期を考慮し、8月に消毒副生成物を除いた 39 項目の水質検査を行います。水道水の農薬類については取水地点の周辺環境と平成 16 年、17 年度の農薬検出濃度の結果を踏まえ、農薬使用頻度の高い時期に一般的に使用されている農薬 33 種類の項目について検査を行います。また、PFOS 及び PFOA の検査も行います。

色・濁り・残留塩素は自動監視設備を通した毎日検査、水質基準 10 項目は月1回、沢井字十三塚地内について、水質基準 26 項目は、年3回、水質基準 51 項目は、年1回、水源水質を確認するため、水源地において検査します。（8 月実施）

採取地点は取水地点で、水質基準 39 項目は年1回、指標菌は年1回、農薬33項目は年1回、PPOS及びPPOAは年1回で検査を行う。

6 放射性物質検査

水道水中の放射性物質のモニタリングについて、福島県の放射性物質モニタリング検査実施計画に基づき月1回以上実施いたします。なお、現在の検査は福島県が実施しております。

7 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、水質基準に関する省令に基づき行います。また、その他の項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

なお、水質検査表（2）1日1回行う水質検査及び独自に行う水質検査表（3）の浄水場出口、浄水場入口における基準項目（47、49～51の項目）の検査は自己検査としますが、その他の検査は水道法20条第3項の厚生労働大臣登録検査機関へ委託して実施します。

8 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- （1）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （2）水源に異常があったとき。
- （3）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- （4）浄水過程に異常があったとき。
- （5）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （6）その他特に必要があると認められとき。

9 水質検査の公表

水質検査計画は、ご意見を参考にしながら毎年作成し、ホームページで公表いたします。また、検査結果についても毎年公表いたします。

10 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の測定値の精度と信頼性を確保するため、委託検査項目については、以下の精度と信頼性を確保いたします。

- （1）原則として水質基準値および水質管理目標値の1/10以下の数値まで信頼できる結果が得られ、水質基準値および目標値の1/10付近の測定において、同じ検体を数回測定して数値の誤差が金属類で10%以下、有機物では20%以下の検査精度をもって水質検査を行います。
- （2）測定者間のバラツキがなくなるよう、分析機器のマニュアルを作成し、精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。

11 関係者との連携

水源で水質事故が発生した場合は、保健所と連携して現場調査及び水質検査を行います。

別紙 1

法令に基づく水質検査

水質検査表（１）水質基準項目

検査省略頻度：これまでの検査結果から省略可能となる頻度

検査省略頻度：これまでの検査結果から省略可能となる頻度									
項目 番号	水質基準項目	基準値	過去３年間 最高値	給水栓		検査頻度(回/年)		設定理由等	
				検査頻度	検査省略頻度	浄 給水栓	水 浄水場出口		
1	一般細菌	100個/mL以下	1	月１回	月１回	12	—	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない			12	—		
3	カドミウム及びその化合物	* 4 0.003mg/L以下	<0.0003	年４回	3年１回 * 1	1	—	安全確認等のため	
4	水銀及びその化合物	* 4 0.0005mg/L以下	<0.00005			1	—		
5	セレン及びその化合物	* 4 0.01mg/L以下	<0.001		年１回 * 1	4	—		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001			1	—		
7	ヒ素及びその化合物	* 4 0.01mg/L以下	<0.001		3年１回 * 1	1	—		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002			1	—		
9	亜硝酸態窒素	* 4 0.04mg/L以下	<0.004		年１回 * 1	4	—	省略不可項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001		年４回	4	—		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	* 4 10mg/L以下	0.57		年１回 * 1	1	—	省略不可項目	
12	フッ素及びその化合物	* 4 0.8mg/L以下	0.13		年１回 * 2	1	—	省略不可項目	
13	ホウ素及びその化合物	* 4 1.0mg/L以下	<0.1		3年１回 * 1	1	—	安全確認等のため	
14	四塩化炭素	* 4 0.002mg/L以下	<0.0002			1	—		
15	1, 4-ジオキサン	* 4 0.05mg/L以下	<0.005			1	—		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス 1, 2-ジクロロエチレ	* 4 0.04mg/L以下	<0.004			1	—		
17	ジクロロメタン	* 4 0.02mg/L以下	<0.002			1	—		
18	テトラクロロエチレン	* 4 0.01mg/L以下	<0.001			1	—		
19	トリクロロエチレン	* 4 0.01mg/L以下	<0.001			1	—		
20	ベンゼン	* 4 0.01mg/L以下	<0.001			1	—		
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.74	年４回		12	—	省略不可項目	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002			4	—	省略不可項目	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.050			12	—	安全確認等のため	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004			4	—	省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.009			12	—	安全確認等のため	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001			4	—	安全確認等のため	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.064			12	—	安全確認等のため	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009			4	—	省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.012			12	—	安全確認等のため	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.004			12	—	安全確認等のため	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008		4	—	省略不可項目		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02		3年１回 * 1	1	—	性状確認等のため	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	<0.02		年１回 * 1	4	—		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03			12	—		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01		3年１回 * 1	1	—		
36	ナトリウム及びその化合物	* 4 200mg/L以下	11.0	月１回	月１回	12	—	省略不可項目	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005		3年１回 * 1	4	—		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	20		3年１回 * 1	4	—	性状確認等のため	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	* 4 300mg/L以下	41		3年１回 * 1	4	—		
40	蒸発残留物	* 4 500mg/L以下	120		3年１回 * 1	1	—		
41	陰イオン界面活性剤	* 4 0.2mg/L以下	<0.02		発生時期に 月１回	発生時期に 月１回	12	—	性状確認等のため
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000002				12	—	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000015		年４回	3年１回 * 1	12	—	省略不可項目
44	非イオン界面活性剤	* 4 0.02mg/L以下	<0.002				4	—	
45	フェノール類	* 4 0.005mg/L以下	<0.0005		1	—			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.1		月１回	月１回	12	—	
47	PH値	5.8以上8.6以下	7.6				12	—	
48	味	異常でないこと	異常なし				12	—	
49	臭気	異常でないこと	微力ビ臭				12	—	
50	色度	5度以下	<0.5	12			—		
51	濁度	2度以下	<0.1	12			—		

備考

- 給水栓までの間で濃度が上昇しない場合は、浄水場出口で検査ができる、となっておりますが給水栓までに濃度が上昇しない項目についても、給水栓での検査とします。
- * 1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合。
- * 2は、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合。
- * 3は、過去に基準値の1/2を超えたことがなく、原水等の変動による汚染のおそれがない場合。
- * 4は、送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目。
- は、未検査あるいは検査を行わない項目。
- は、水道法に基づき、水質検査を省略できない項目。

水質検査表（２）１日１回行う水質検査

項目 番号	１日１回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	365

別紙 2

独自に行う水質検査

水質検査表（3）水質基準項目

項目 番号	水質基準項目	基準値	検査頻度（回/年）				設定理由等
			沈澱処理水	ろ過水	浄水 浄水場出口	原水 浄水場入口	
1	一般細菌	100個/mL以下	—	—	—	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—	—	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—	—	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	—	—	—	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—	—	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—	—	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—	—	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	—	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—	—	1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—	—	1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス 1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—	—	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—	—	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	原水に次亜塩素酸を使用していないため検査はしません
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	—	—	消毒副生成物項目なので原水の検査はしません
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	—	—	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	—	—	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	—	—	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	—	—	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	—	—	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—	—	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	—	12	性状及び処理確認
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—	—	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	—	12	性状及び処理確認
38	塩化物イオン	200mg/L以下	—	—	—	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
40	蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	—	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	—	1	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	—	12	適正な浄水処理を行うため毎月1回検査をします。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	—	12	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
45	フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	—	1	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	—	—	—	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
47	PH値	* 5.8以上8.6以下	—	—	366	366	浄水場では、適正な処理を行うため1日1回以上検査をします。
48	味	* 異常でないこと	—	—	366	—	
49	臭気	* 異常でないこと	—	—	366	366	
50	色度	* 5度以下	—	—	366	366	
51	濁度	* 2度以下	—	—	366	366	

備考 ① *は、自己検査です。

② —は、検査を行わない項目。

別紙 3

独自に行う水質検査

水質検査表（4）水質管理目標設定項目

項目 番号	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度(回/年)	
			給水栓	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2	—
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定値)	2	—
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	—
8	トルエン	0.4mg/L以下	2	—
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	—
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素を使用していないので省略	
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定値)	2	—
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定値)	2	—
15	農薬類	1以下*	2	—
16	残留塩素	1mg/L以下	12	—
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	水質基準項目で検査	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下		
19	遊離炭酸	20mg/L以下	2	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	—
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2	—
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	12	12
23	臭気強度(TON)	3以下	2	—
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	水質基準項目で検査	
25	濁度	1度以下		
26	PH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	—
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定値)	2	—
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	—
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	2	—
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノール(PFOA)	和として、0.00005mg/L以下(暫定)	2	—

備考 ① *は、各農薬(115種類)の検出値と目標値との比の総和で、単位なし。

② —は、検査を行いません。

③ 4番、6番、7番、11番は欠番

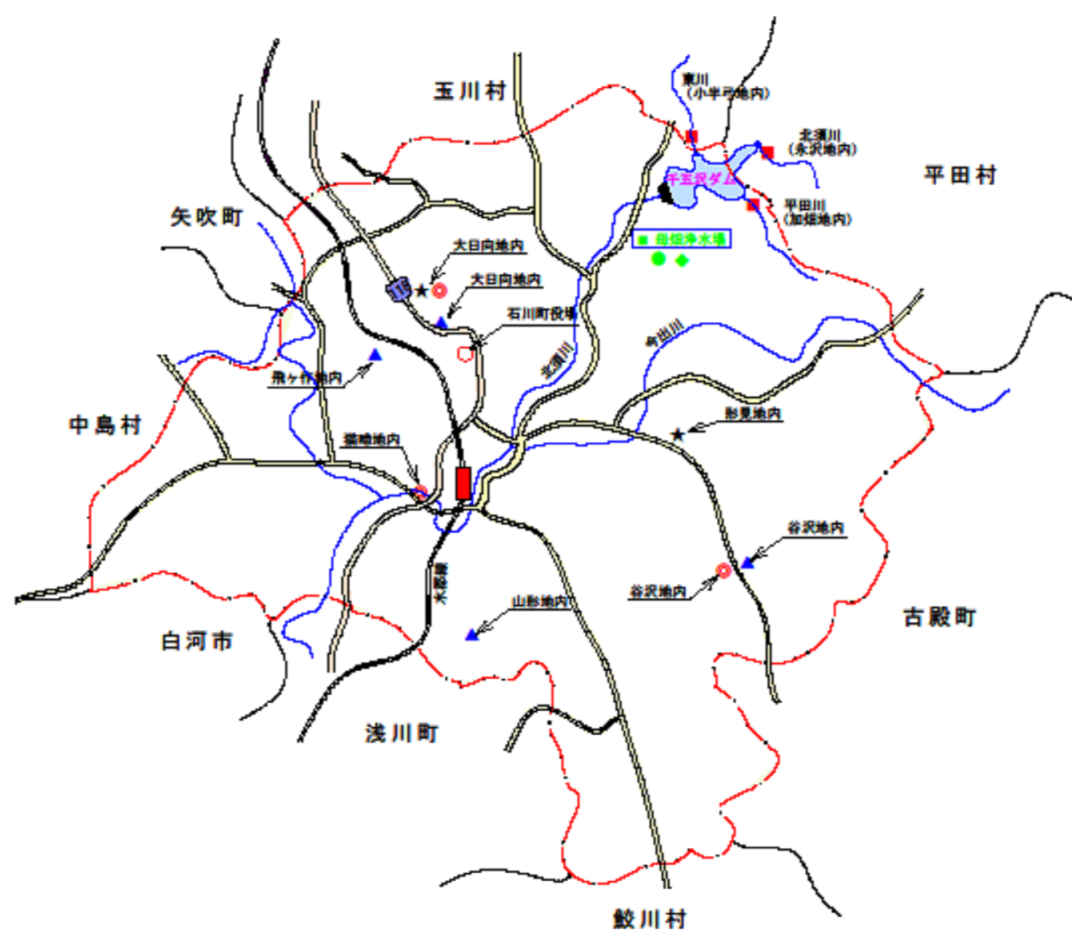
水質検査表（5）石川町が独自に行う水質項目

項目 番号	独自に行う水質項目	測定頻度(回/年)					備 考
		原 水	浄 水	千五沢ダム流入河川			
		浄水場入口	浄水場出口	北須川	平田川	東川	
1	生物化学的酸素要求量BOD (mg/L)	4	—	4	4	4	原水の監視及び浄水処理のため行います。
2	化学的酸素要求量COD (Mn) (mg/L)	4	—	4	4	4	
3	化学的酸素要求量COD (Cr) (mg/L)	4	—	—	—	—	
4	浮遊物質 (mg/L)	4	—	4	4	4	
5	全窒素 (mg/L)	4	—	4	4	4	
6	全リン (mg/L)	4	—	4	4	4	
7	クロロフィル a (μg/L)	4	—	—	—	—	
9	トリハロメタン生成能 (mg/L)	2	—	—	—	—	
10	クリプトスポリジウム	12	12	—	—	—	
11	ジアルジア	12	12	—	—	—	
12	アンモニア態窒素 (mg/L)	12	—	—	—	—	
13	嫌気性芽胞菌 (個/100mL)	4	—	—	—	—	クリプトスポリジウム指標菌
14	大腸菌数 (MPN/100mL)	4	—	4	4	4	

備考 ① —は、検査を行いません。

石川町上水道検査地点

図 - 1



凡 例	検 査 地 点
●	浄水場入口
◆	浄水場出口
▲	給水栓(4ヶ所)
○	毎日検査(3ヶ所)
★	24時間連続(水質計器)2ヶ所
■	ダム流入河川(3ヶ所)

別紙 水質検査（母畑浄水場、沢田（赤羽浄水場））